

受付登録コード
1 8 4 1 1 2

年金受給権者 通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書
住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書

成年後見人等用

令和 年 月 日 提出

実施機関等
受付年月日

※印欄は、ご記入いただく必要はありません。

①個人番号(または基礎年金番号)および年金コード 受給権者氏名	個人番号(または基礎年金番号)								<input checked="" type="checkbox"/> 受給しているすべての年金の受取機関の変更を希望する場合は下欄に✓	受取機関を変更する年金を指定する場合は以下に年金コードを記入				②生年月日		
										明治 昭和 令和	大正 平成	年	月	日		
(フリガナ)																

通知書等送付先 ④郵便番号 ⑥(フリガナ)	④郵便番号				⑥(フリガナ)				都道府県	都道府県	郡市	区町村		
			-											
(フリガナ) 建物名														

受給権者の住所在の現在の住所 ⑥郵便番号 ⑦(フリガナ)	⑥郵便番号				⑦(フリガナ)				都道府県	都道府県	郡市	区町村		
			-											
(フリガナ) 建物名														

住基更新 後見人等	⑧変更後住基更新抑止コード(該当する番号を○で囲んでください) 1 . . . 住民基本台帳による住所の更新停止を申出します(通知書等は、後見人等住所へ送付します)。 0 . . . 住民基本台帳による住所の更新を申出します(通知書等は、住民票住所へ送付します)。								⑨変更後住基更新理由コード ※ 3		
	⑩取消 ※	⑪成年後見人等氏名 (フリガナ)								電話番号	⑫成年後見人等連絡先 —

年金受取口座に公金受取口座として登録済みの口座を利用するかご記入ください。なお、公金受取口座を利用する場合も下記の口座情報は必ずご記入ください。

公金受取口座の利用意思		① 利用する				② 利用しない			
⑩取消 ※		⑪成年後見人等氏名 (フリガナ)							
変更後の受取機関 ⑧1 金融機関 ⑧2 ゆうちょ銀行	⑧1 (フリガナ)		(フリガナ)		⑨金融機関コード	⑩支店コード	⑪預金種別	⑫預金口座の口座番号	
	銀行 金庫 信組 信連 農協 漁協 信託連	本店 支店 出張所 本所 支所	※	※	1. 普通 2. 当座				
⑫貯金通帳の口座番号									
記号(左詰めでご記入ください)					番号(右詰めでご記入ください)				

公金受取口座を利用する場合は、通帳等の写しの添付や金融機関の証明は不要です。公金受取口座については、裏面をご覧ください。	
⑪成年後見人等連絡先 —	⑫成年後見人等連絡先 —
⑬登録事由 ※ 1	
⑭口座名義(カタカナでご記入ください)	

金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。	
通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人フリガナ、預金種別、口座番号が記載された面)を添付する場合または公金受取口座を利用する場合、証明は必要ありません。	

【提出にあたっての留意事項】

- ◎ 複数の年金受給権がある方は、この届出により、他の年金についても住所を変更します。
※共済組合等から支給される共済年金については、それと併せて日本年金機構又は共済組合等から支給される厚生年金がある場合に限り、この届出により住所が変更されます。
- ◎ 楷書ではっきりとご記入ください。
- ◎ 黒インクのボールペンで記入してください。
- ◎ 住所は、番地、マンション名、○○方などまでご記入ください。
- ◎ 住民基本台帳による住所の更新の停止を申出された方は、今後、住所変更があった際には年金事務所への届出が必要となります(日本年金機構に個人番号(マイナンバー)の収録がない方も同様)。
- ◎ 住民基本台帳による住所の更新を申出された方で日本年金機構にマイナンバーの収録がされている場合、今後、住所変更があった際には、年金事務所への届出が不要となります。
- ◎ 複数の年金受給権がある方は、受給する年金ごとに受取機関を指定することができますので、変更を希望する年金の年金コードをご記入ください(共済年金を除く。共済組合等から共済年金を受けている方は、別途共済組合等に受取機関の変更の届出を行ってください。)なお、受給しているすべての年金の変更を希望する場合はチェックボックスに✓をご記入ください。
- ◎ 複数の年金受給権がある方は、受給する年金ごとに受取機関を指定することができます。その場合、年金ごとに異なる口座名義を指定することはできませんので、すべて同じ名義の口座をご用意いただきますようお願いします。
- ◎ 変更後の新しい受取機関へ初めて振り込まれるまでは、念のため、変更前の口座は解約しないようお願いします。
- ◎ この申出書の提出先は、住所地を管轄する年金事務所です。ご不明な点があれば年金事務所へお問い合わせください。なお、管轄の年金事務所やこの申出書の記入例を日本年金機構ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

「公金受取口座」について(年金受取口座として公金受取口座を利用する場合)

○公金受取口座登録制度とは

- 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」をご確認ください。
- 公金受取口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、削除を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。

○年金振込先に公金受取口座を利用する場合の注意点

- 公金受取口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。**
- 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
- また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。